

## 有害廃棄物の情報伝達省令改正に関するFAQ

### 1 省令改正の意義

No.	質問	回答
1－1	化管法に定める第一種指定化学物質のみを義務付けることとなった理由は。	廃棄物処理工程に関わる化学物質の混入による生活環境保全上の支障の発生の未然防止のため、健康や環境に影響を与える可能性がある化学物質の工場等からの移動量等を把握・届出する PRTR 制度で、届出が義務付けられている事業者が把握している第一種指定化学物質の移動量等の情報を廃棄物処理業者に提供する制度的措置とした。

### 2 情報伝達の対象について

No.	質問	回答
2－1	本改正で新たに委託契約書における情報伝達が必要なのは、どのような場合か。	以下の 2 つを両方満たす場合は情報伝達義務の対象となる。 ① 化管法に定める第一種指定化学物質等取扱事業者であること ② 化管法において、主務大臣あて移動量等を届出している第一種指定化学物質が排出する廃棄物に含有等していること
2－2	第一種指定化学物質等取扱事業者の判断基準を示してほしい。	化管法と同一であり、下記 HP を参考にされたい。 <a href="#">PRTR 制度 対象事業者 (METI/経済産業省)</a>

No.	質問	回答
2－3	化管法において第一種指定化学物質等取扱事業者の判断は事業所ごとにされるが、情報伝達義務がかかるか否かの判断も事業所ごとにされるのか。	事業所ごとに、回答No.2－1で示した①②の事項に該当するか否かで、情報伝達義務がかかるか否か判断される。
2－4	化管法において届出していない第一種指定化学物質が廃棄物に含有等している場合でも、情報伝達義務がかかるか。	情報提供の義務はかかるない。ただし、処理業者と協議の上、当該物質が処理工程に影響を与えると考えられる場合は、情報提供が必要である。
2－5	化管法において届出している第一種指定化学物質が廃棄物に含有等していない場合でも、情報提供義務がかかるか。	情報提供の義務はかかるない。
2－6	記載義務がかかる廃棄物について、第一種指定化学物質の量または濃度の閾値はあるか。	量の閾値はない。 また、第一種指定化学物質の濃度が重量で1%（特定第一種指定化学物質の場合0.1%）以上のものが、本改正に伴う情報伝達の義務がかかる。
2－7	第一種指定化学物質の濃度が重量で1%（特定第一種指定化学物質の場合0.1%）未満の廃棄物は、情報提供は不要か。	情報提供の義務はない。ただし、この濃度未満であっても、処理工程に影響を及ぼす等適正処理に必要な情報である場合は、規則第8条の4の2第6号トにより情報伝達が必要である。
2－8	第一種指定化学物質の濃度が重量で1%（特定第一種指定化学物質の場合0.1%）未満の廃棄物について、濃度の情報提供を処理業者から求められたらどうすればよいか。	文献値や含有率等を用いた計算等により濃度を算出・推定して情報提供することが考えられる。

No.	質問	回答
2-9	PFOS 及び PFOA は、本改正においてどのような整理になっているか。	<p>PFOS 及び PFOA (PFOA の塩を含む) は化管法に定める第一種指定化学物質に該当するため、移動量等の届出を行っている事業者は、本改正による情報伝達義務の対象となる。</p> <p>「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」において、処理業者は PFOS 等を含有する廃棄物を受入する前に、実証試験により PFOS 等が分解可能なことを事前に確認することを推奨している。このため、泡消火薬剤など PFOS 等を使っている可能性が高いものを処分委託する際には、PFOS 等の移動量等を届出していない場合でも情報提供いただきたい。</p>
2-10	<p>化管法において把握対象外とされている下記のものは、情報伝達の対象となるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 固形物（粉状や粒状の物を除く）</li> <li>・ 密封された状態で使用するもの</li> <li>・ 一般消費者用のもの</li> <li>・ 再生資源（金属くず、空き缶等）</li> </ul>	<p>情報提供の義務はない。ただし、左記に該当するものであっても、処理工程に影響を及ぼす等適正処理に必要な情報である場合は、規則第8条の4の2第6号トにより情報伝達が必要である。</p>
2-11	化管法の届出において、「排出（大気）」のみで届出している場合は、情報伝達義務がかかるか。	<p>第一種指定化学物質を含む廃棄物が排出されていないと考えられるが、届出している物質が廃棄物に含まれている場合は情報伝達が必要である。</p>
2-12	第一種指定化学物質が増えたり減ったりした場合、その都度廃棄物処理法の省令も改正されるのか。	<p>本改正の対象となる第一種指定化学物質は化管法において定められているため、廃棄物処理法の省令を改正しなくても、化管法の施行後自動的に義務付けられることとなる。</p>

### 3 契約における対応について

No.	質問	回答
3-1	改正省令の施行後に自動更新がなされる契約の場合、どのように取り扱うべきか。	更新時に覚書を締結すること等により当該情報を伝達すること。
3-2	長期間の契約で、次回の更新が改正省令施行後から数年後といったような、経過措置が長い場合の対応はどのようにすればいいか。	経過措置の長さに関わらず、改正省令の施行後に契約が更新されるまでは情報伝達義務はかかるない。ただし、経過措置期間であっても、第一種指定化学物質が廃棄物に含有または付着している場合は、情報伝達するのが望ましい。
3-3	契約期間中に、新たに移動量等を把握すべき第一種指定化学物質が発生した場合、どのように取り扱うべきか。	当該物質が含有等している廃棄物の処理委託契約について、施行規則第八の四の二第七項の規定により、各契約で定めている契約有効期間中の情報変更に関する情報伝達方法に基づき対応されたい。
3-4	第一種指定化学等取扱事業者でない事業者が該当することとなった場合、契約書における情報伝達義務がかかるタイミングはいつになるか。	第一種指定化学物質等取扱事業者の該当性が判明した時点である。例えば、下記が「第一種指定化学物質等取扱事業者の該当性が判明した時点」に該当する。 <ul style="list-style-type: none"><li>・化管法に基づく移動量等の届出をした時点</li><li>・第一種指定化学物質を 1t 以上処理委託した場合</li></ul> なお、「過年度の該当実績」「本年度の事業計画」「契約の時期」等を踏まえ、第一種指定化学物質等取扱事業者に該当することが予見される場合には、該当性が判明する時点を待たず、あらかじめ第一種指定化学物質に係る情報伝達を行うのが望ましい。

No.	質問	回答
3－5	経過措置期間中に、単価改定等に伴い覚書を締結した場合、契約更新と見なされ締結日から改正省令の適用を受けるか。	覚書に法的拘束力があれば、契約更新と見なされる。例えば、単価改定であれば法的拘束力を持たせる意図で覚書を締結するものと考えられるから、原則、覚書の締結を契約更新と見なされる。
3－6	省令改正を受けて罰則も強化されるのか。	<p>処分委託基準は、廃棄物処理法第12条第6項、施行令第6条の2第4号（処分等の委託の基準）、施行規則第8条の4の2（委託契約に含まれるべき事項）で規定されている。</p> <p>本項に違反した場合、廃棄物処理法第26条に基づき、【三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金又は併科】が適用される可能性がある。省令改正に伴う罰則の強化は行っておらず、従前のままである。</p>
3－7	どのような場合に罰則が適用されることになるのか。	罰則が適用される可能性のある具体例としては、排出事業者から廃棄物処理事業者に対して、適正処理に必要な廃棄物の情報が提供されず、これを原因として環境保全上の支障が発生した場合が想定される。罰則適用の該否は自治体により判断される。
3－8	WDSの契約書における位置づけはどのようにになっているのか。	WDSは委託契約書に添付する廃棄物情報提供の様式である。WDSが契約書の一部として取り扱われる場合は、公式な文書の扱いになる。
3－9	契約書で情報伝達する方法として、「別途、WDSデータシートに基づく」としてよいか。	契約書には、「別途、WDSデータシートに基づく」と記載して差し支えない。

No.	質問	回答
3-10	現在有効な契約で、当該契約において処理を委託している廃棄物に、情報伝達義務がかかる第一種指定化学物質が含まれている場合は、経過措置により、令和8年1月1日以降の次回の契約更新まで、現在の契約が有効と解してよいのか。	経過措置により、令和8年1月1日以降の更新日までは、現在の契約が有効である。
3-11	明らかに第一種指定化学物質を含有しない廃棄物については、契約書や覚書で「含有なし」等と追記しなければいけないのか。	第一種指定化学物質を含まない廃棄物については、契約書や覚書等への追記は不要である。
3-12	収集運搬の委託契約においても情報伝達が必要か。	収集運搬の委託契約も、情報伝達の義務がかかる。

#### 4 WDSガイドラインについて

番号	質問	回答
4-1	改正省令の施行後は、ガイドライン第3版に示すWDS様式を使用する必要があるか。	新版のWDS様式を使用することは必須ではなく、従来使用しているデータシートが、必要な情報項目を満たしている場合には、継続的にそのシートを使用して差し支えない。
4-2	第一種指定化学物質の濃度計算方法についてはどのようにすればよいか。	<p>P R T Rマニュアルを参考にされたい。下記による濃度算出方法も考えられる。精度をどこまで求めるかは当事者間で十分に相談されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実測</li> <li>・原材料、資材等に含まれる対象物質の含有率を使用</li> <li>・類似施設での文献値</li> <li>・廃棄物発生工程毎の経験値</li> </ul>

番号	質問	回答
4-3	パブリックコメントにおいて、濃度の記載は「原則2桁」とされているが、どのように捉えればよいか。	<p>SDSに倣い原則有効数字を2桁としているが、様々なケースが考えられることからガイドラインでは有効数字の規定は設けないこととした。</p> <p>測定精度をどこまで求めるかは当事者間で十分に相談されたい。</p>
4-4	第一種指定化学物質の濃度の記載は幅を持たせてもよいか。また、幅の持たせ方に規定はあるか。	幅を持たせて濃度を記載してもよい。幅の持たせ方に規定はなく、排出事業者と処理業者で十分に相談されたい。
4-5	化管法で「石綿」を届出している事業所が、石綿含有廃棄物を排出する際は、どのようにWDSを記載すればよいか。	「5 廃棄物の種類」欄の「石綿含有廃棄物」にチェックを入れるとともに、「7 廃棄物の組成、成分情報」の欄に含有量又は濃度を記載すること。
4-6	守秘義務があり処理業者へ開示できない情報についても、WDSに記載しなければならないのか。	WDSの全項目を記載する必要はなく、守秘義務により発生工程が記載できなくとも、その他の項目で処理に必要な情報が伝達できればよい。
4-7	第一種指定化学物質の量・濃度の記載について、SDSに記載の含有量の情報をもとに記載して差し支えないか。	実際に廃棄物に含まれる量とSDSに記載されている含有量が大きく乖離していないと考えられるのであれば、処理業者と協議の上SDSに記載の含有量を記載して差し支えない。
4-8	「4 発生工程」の欄のみではフロー図が記載しにくいため、「別紙参照」としてフロー図を別紙に記載しても差し支えないか。	「工程図添付」の欄にチェックを入れ、別紙でフロー図を記載して差し支えない。

番号	質問	回答
4－9	容器やウエス、土砂などに少量付着している場合など、その量を特定するのが困難な場合はどのようにすればよいか。	<p>廃棄物に含有等している第一種指定化学物質の濃度が1%（特定第一種指定化学物質の場合は0.1%）未満の場合は、改正施行規則第八条の四の二第六号へに掲げる事項の情報伝達義務はかかるない。</p> <p>WDSの記載に当たっては、不明な情報には「不明」と記載しても、処理過程において有益な情報であることがあるため、提供する情報の項目・内容は、処理業者と十分協議の上決定し記載をしていただきたい。</p>